

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次 ページ

規 則

○浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(八五・環境整備課).....1

教育委員会規則

○市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(一八・教育庁総務課).....1

規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十五号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(昭和六十年秋田県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)の施行については、浄化槽法施行令(平成十三年政令第三百十号)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)その他の法に基づく命令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第二条中「様式第一号」を「別記様式」に改める。
第三条を次のように改める。

(浄化槽に係る水質に関する検査の実施の報告等)

第三条 法第七条第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による浄化槽に係る水質に関する検査の実施の報告又は法第二十六条の規定による浄化槽工事業者の死亡等の届出は、書面により行うものとする。

第四条を削る。

第五条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法第五条第一項若しくは第十一条の規定による届出又は法第七条第二項若しくは第十条の二の規定による報告に係る」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
2 法第二十二条第一項の規定による申請、法第二十三条第三項の規定による請求又は法第二十五条第一項、第二十六条若しくは第三十三条第三項の規定による届出に係る書類の通数は、正副二通とする。

第五条第三項を削り、同条第四項中「あつて」を「係るものについて」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第四条とする。
様式第二号から様式第五号までを削る。
様式第一号中「あつた」を「あつた」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月二十八日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。
附則に次の五条を加える。
(平成二十一年一月一日以後における一般職員の昇給の号給数等)

第三条 平成二十一年一月一日以後において、特定職員(第三十一条第一項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を条例第六条第五項の規定による昇給(第三十三条又は第三十四条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次条に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(以下「基準号給数」という。)に相当する数(前年の昇給日後に新たに職員となつた一般職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の二第二項(第二十六条の四において準用する場合を含む。)若しくは第三十六条の規定により号給を決定された一般職員にあつて

は、基準号給数に、新たに職員となつた日又は号給を決定された日からこれらの日直後の昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める一般職員にあつては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
一 この条の規定による号給数が零となる一般職員
二 次条第三号に掲げる一般職員で教育委員会が昇給させることが適当でないと認めるもの

第四条 一般職員の基準号給数は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、三号給以上)
二 勤務成績が良好である一般職員 四号給(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給)
三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以下)

第五条 教育委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日からその日の属する年の末日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他教育委員会の定める一般職員については、前条第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二条の規定を適用する。

第六条 附則第三条の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十六条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同条の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第七条 附則第四条第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、教育委員会の一一般職員の職員数等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。
別表第六兵役期間(その期間に引き続き海外によく留された期

間を含む。)の項を削り、同表に備考として次のように加える。
 備考 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員として職務に役立つと認められる期間で教育委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対する換算率欄の率を教育委員会が別に定める。

別表第九口の表中

30	31	32	33	34	35	35
----	----	----	----	----	----	----

「36」を「29」「30」「31」「32」「32」「33」「34」「35」に、

「42」「43」「44」「45」「46」「46」「47」「47」「48」「48」「49」「49」

「50」「50」「50」「51」「51」「51」「52」を「41」「42」「42」「43」「43」

44 44 45 45 46 46 47 47 48 48 49 49 50 50 51

「51」に改める。

別表第九八の表中

34	34	35	36	36	37	37	38
----	----	----	----	----	----	----	----

38 39 39 40 40 41 41 42 42 43 を 33 34 34

34 35 35 36 36 36 37 37 38 38 39 39 40 40

「41」に改める。

別表第九二の表中

42	42	43	43	44	45	45
----	----	----	----	----	----	----

46 46 47 47 を 41 42 42 43 43 43 43 44

44 44 45 45 46 46 に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における昇格者の号給)

3 平成十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に昇格した職員で当該昇格の日におけるこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定により決定された号給(以下「改正前の号給」という。)の給料月額が同日において改正後の規則の規定により決定される号給(以下「改正後の号給」という。)の給料月額を超えるものの号給は、同日における改正前の号給をもって、その者の同日における改正後の号給とする。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

